

事業系ごみ・資源の分け方

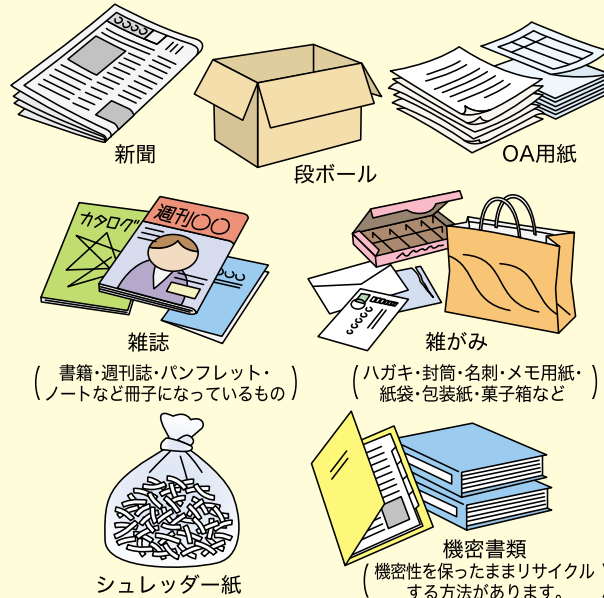
資源

これらの品目は、**ごみとして収集しません。**
品目別に分けてリサイクルしてください。

具体的な分別・排出方法は、収集の委託をしている許可業者または資源回収業者にお問い合わせください。

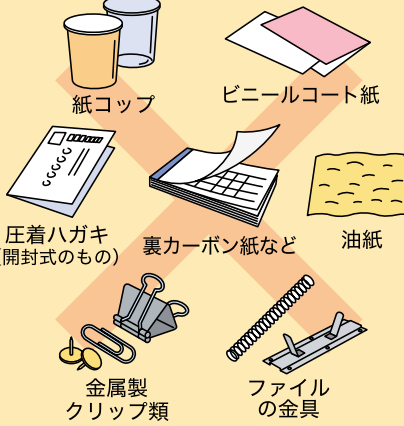
古紙

新聞、雑誌、段ボール等、種類ごとに分けて集めてください。
OA用紙やシュレッダー紙等は処理業者によって分別方法が異なる場合がありますので、具体的な排出方法については処理業者にご確認ください。



混ぜたら困るもの【禁忌品】

紙を再生する妨げになります。分別時に混ざらないように気をつけてください。
(詳しくは処理業者にご確認ください。)

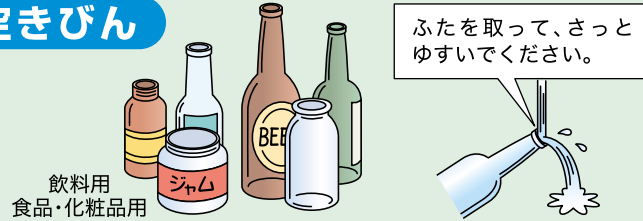


以下の品目は**家庭並み少量の場合**に限り、市の資源収集に出すことができます。

『家庭並み少量の場合』とは・・・一般家庭から出るものと同じ性状で、品目別の発生量が1事業者あたり1収集日につき45リットル(スプレー缶類は1週間に付き20リットル)の指定袋1袋相当までの場合

<注意点>家庭並み少量に該当しない場合は、処理業者に処理を依頼してください。

空きびん



空き缶



スプレー缶類



ペットボトル



プラスチック資源



紙製容器包装・雑がみ



<市の資源収集に出す場合の注意点>

- 収集曜日や収集場所は発生する区的环境事業所にお問い合わせください。
- プラスチック資源、スプレー缶類は原則各戸収集のため、発生する区的环境事業所に申し出が必要です。
- 家庭用資源指定袋で出してください。
- 古紙(一部除く)は市では収集していません。収集の委託をしている許可業者または資源回収業者にお問い合わせください。

ごみ

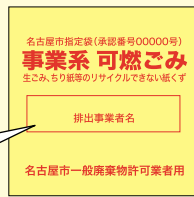
事業活動から出る**プラスチック、ゴム、金属、ガラス、陶磁器等は、産業廃棄物**です。**産業廃棄物として処理を依頼してください。**

ただし、出るごみの性状や量が家庭並みである場合に限り、可燃ごみ、不燃ごみ、発火性危険物として許可業者に処理委託することができます。

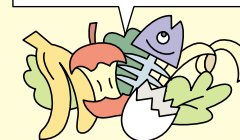
可燃ごみ

排出事業者名の記入をお願いします。

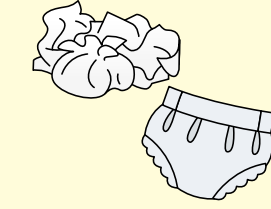
許可業者収集用
(可燃ごみ用指定袋)



生ごみはよく水を切って出してください。



生ごみ
●生ごみも資源化できます。裏面を参照してください。



資源化できない紙
(ティッシュペーパー・紙おむつ等)

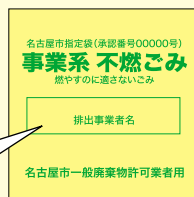


天然の繊維・皮革類
(衣類・鞆等)

不燃ごみ

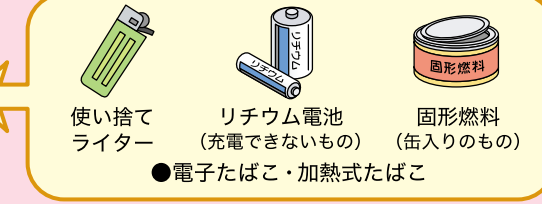
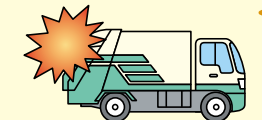
排出事業者名の記入をお願いします。

許可業者収集用
(不燃ごみ用指定袋)



発火性危険物

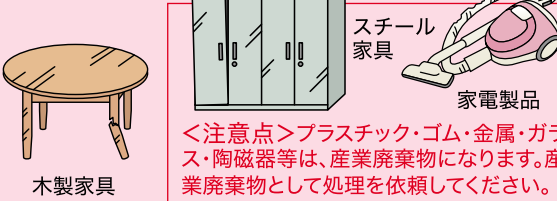
火災の原因になります！
必ず他のごみとは分けて出してください！



<注意点>
プラスチック、ゴム、金属、ガラス、陶磁器等は、**産業廃棄物**になります。**産業廃棄物として処理を依頼してください。**
ただし、出るごみの性状や量が家庭並みである場合に限り、可燃ごみ、不燃ごみ、発火性危険物として許可業者に処理委託することができます。

大型ごみ

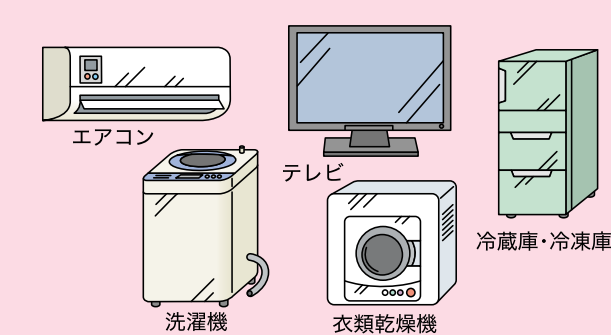
30cm角を超える大型ごみは可燃ごみ、不燃ごみで出すことはできません。処理を委託している許可業者にご相談ください。



蛍光管・水銀体温計・水銀温度計

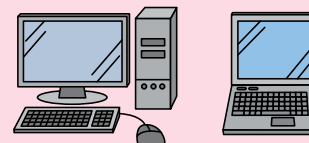
<注意点>産業廃棄物として処理を依頼してください。
ただし、家庭並みの性状(蛍光管の場合、直管・丸管ともに40W程度の大きさまで)で、1事業者あたりの排出量が家庭並み(数本程度)にとどまるものは、市の拠点回収に出すことができます。詳しくは市ウェブサイトをご確認ください。

家電リサイクル法対象機器(業務用機器は対象外です。)



- ①家電販売店へ依頼
家電を買い換える販売店がその家電を買った販売店に回収を依頼してください。
※リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。
- ②自ら指定引取場所へ運ぶ
郵便局でリサイクル料金を支払った後、指定引取場所へ運んでください。
※リサイクル料金は必要ですが、収集運搬料金は不要です。
- ③産業廃棄物処理業者に処理委託
ごみの収集を委託している許可業者や、産業廃棄物処理業者にご相談ください。
※リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

パソコン



直接各メーカーのリサイクルに関する受付窓口または産業廃棄物処理業者にお問い合わせください。

小型家電

市が回収する品目で、性状や量が家庭並みである場合に限り、市の小型家電回収ボックスに出すことができます。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。

事業系ごみ・資源は市で回収しません(資源の一部を除く)。事業者自らの責任において適正に処理してください。